

# 公開買付説明書の訂正事項分

2021年2月

**ECM マスター ファンド SPV 2**

(対象者：サンケン電気株式会社)

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	ECM マスター ファンド SPV 2 (ECM Master Fund SPV 2)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1111、クリケット・スクエア、ハッチンズ・ドライブ、私書箱2681、コンヤーズ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド気付 (Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項ありません。
【電話番号】	該当事項ありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項ありません。
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 赤上 博人
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	(03) 6775-1000 (公開買付けの応募手続等に関するお問い合わせは、公開買付代理人（立花証券株式会社：フリーコール（0120）789-755）にお願いします。)
【事務連絡者氏名】	弁護士 牧 大祐
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ECM マスター ファンド SPV 2をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、サンケン電気株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

## 1【公開買付説明書の訂正の理由】

2021年2月9日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「3 当該株券等に関して締結されている重要な契約」に記載しておりました、イーシーエム マスター ファンド (ECM Master Fund) (以下「MF」といいます。)が消費寄託契約又は消費貸借契約に基づき貸し出しを行っているサンテラ名義にて所有する対象者普通株式の状況に変更が生じたこと、及び対象者が2021年2月12日付で第104期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2【訂正事項】

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

3 当該株券等に関して締結されている重要な契約

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

② 四半期報告書又は半期報告書

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

公開買付者は、ECMとの間で投資一任契約を締結しており、公開買付者の投資権限及び投資対象の議決権行使にかかる権限は、同契約に基づきECMが有しております。

MFは、消費寄託契約又は消費貸借契約に基づき、サンテラ名義にて所有する対象者普通株式の一部をゴールドマン・サックス・インターナショナル及びジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーに対して（2020年12月31日時点でゴールドマン・サックス・インターナショナルに対して806,956株、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーに対して850,800株）貸し出しております。また、MFは、消費貸借契約に基づき、サンテラ名義にて所有する対象者普通株式280,000株について、立花証券株式会社へ貸し出しております。もともと、これらの対象者普通株式についても、ECMが、本信託証書に基づき投資権限を有しています。

(訂正後)

公開買付者は、ECMとの間で投資一任契約を締結しており、公開買付者の投資権限及び投資対象の議決権行使にかかる権限は、同契約に基づきECMが有しております。

MFは、消費寄託契約又は消費貸借契約に基づき、サンテラ名義にて所有する対象者普通株式の一部をゴールドマン・サックス・インターナショナルに対して（2021年2月15日時点でゴールドマン・サックス・インターナショナルに対して500,125株）貸し出しております。また、MFは、消費貸借契約に基づき、サンテラ名義にて所有する対象者普通株式280,000株について、立花証券株式会社へ貸し出しております。もともと、これらの対象者普通株式についても、ECMが、本信託証書に基づき投資権限を有しています。

### 第5【対象者の状況】

#### 4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

②【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第104期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年11月13日 関東財務局長に提出

事業年度 第104期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） 2021年2月15日迄に関東財務局長に提出予定

(訂正後)

事業年度 第104期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年11月13日 関東財務局長に提出

事業年度 第104期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） 2021年2月12日に関東財務局長に提出